7　野生動物専門官は、野生動物における伝染性疾病の発生及び防疫に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8　（略）

（種苗室並びに知的財産専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官、審判官、首席審判官及び国際専門官）

第二十八条　知的財産課に、種苗室並びに知的財産専門官一人、地理的表示審査官六人、審査官二十一人、総括審査官一人、審判官一人、首席審判官一人及び国際専門官三人を置く。

2～7　（略）

8　審判官は、命を受けて、ある品種が品種登録簿に記載された登録品種の特性により当該登録品種と明確に区別されない品種であるかどうかの判定に関する事務を行う。

9　首席審判官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。

10　（略）

（水田農業対策室及び米麦流通加工対策室並びに企画官、生産専門官、首席生産専門官及び技術専門官）

第三十四条　穀物課に、水田農業対策室及び米麦流通加工対策室並びに企画官二人、生産専門官四人、首席生産専門官一人及び技術専門官一人を置く。

2～9　（略）

（米麦品質保証室並びに生産専門官、指導官、米流通調整官、貿易業務管理官、訟務官及び情報管理官）

第三十五条　貿易業務課に、米麦品質保証室並びに生産専門官一人、指導官六人、米流通調整官二人、貿易業務管理官一人、訟務官一人及び情報管理官十二人を置く。

2　米麦品質保証室は、貿易業務課の所掌事務に係る主要食糧の品質保証に関する事務をつかさどる。

3　米麦品質保証室に、室長を置く。

4～9　（略）

（新設）

7　（略）

（種苗室並びに知的財産専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官及び国際専門官）

第二十八条　知的財産課に、種苗室並びに知的財産専門官一人、地理的表示審査官六人、審査官二十二人、総括審査官一人及び国際専門官三人を置く。

2～7　（略）

（新設）

8　（略）

（水田農業対策室及び米麦流通加工対策室並びに企画官、生産専門官、首席生産専門官及び技術専門官）

第三十四条　穀物課に、水田農業対策室及び米麦流通加工対策室並びに企画官二人、生産専門官三人、首席生産専門官一人及び技術専門官一人を置く。

2～9　（略）

（生産専門官、指導官、米流通調整官、貿易業務管理官、訟務官及び情報管理官）

第三十五条　貿易業務課に、生産専門官一人、指導官七人、米流通調整官二人、貿易業務管理官一人、訟務官一人及び情報管理官十二人を置く。

（新設）

2～7　（略）

（園芸流通加工対策室及び花き産業・施設園芸振興室並びに生産専門官、野菜調整官及び技術専門官）

第三十六条　園芸作物課に、園芸流通加工対策室及び花き産業・施設園芸振興室並びに生産専門官三人、野菜調整官一人及び技術専門官一人を置く。

2～8　（略）

（畜産技術室及び家畜遺伝資源管理保護室並びに畜産専門官、首席畜産専門官、畜産危機管理官、技術専門官及び監視官）

第四十一条　畜産振興課に、畜産技術室及び家畜遺伝資源管理保護室並びに畜産専門官五人、首席畜産専門官一人、畜産危機管理官一人、技術専門官一人及び監視官一人を置く。

2　畜産技術室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　家畜の改良及び増殖に関すること（家畜遺伝資源管理保護室の所掌に属するものを除く。）。

3　（略）

4　家畜遺伝資源管理保護室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　家畜人工授精用精液（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条に規定する家畜人工授精用精液をいう。）及び家畜受精卵（同法第十一条の二に規定する家畜受精卵をいう。）の生産、流通及び利用の管理に関すること。

二　家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）の施行に関すること。

5　家畜遺伝資源管理保護室に、室長を置く。

6～9　（略）

10　監視官は、第四項第一号に掲げる事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整、調査及び指導に関する事務を行う。

（園芸流通加工対策室及び花き産業・施設園芸振興室並びに生産専門官、野菜調整官及び技術専門官）

第三十六条　園芸作物課に、園芸流通加工対策室及び花き産業・施設園芸振興室並びに生産専門官二人、野菜調整官一人及び技術専門官一人を置く。

2～8　（略）

（畜産技術室並びに畜産専門官、首席畜産専門官、畜産危機管理官及び技術専門官）

第四十一条　畜産振興課に、畜産技術室並びに畜産専門官六人、首席畜産専門官一人、畜産危機管理官一人及び技術専門官一人を置く。

2　畜産技術室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　家畜の改良及び増殖に関すること。

3　（略）

（新設）

4～7　（略）

（新設）